

アルパイン株式会社 コーポレートガバナンス・ポリシー

当社は、株主、顧客、従業員ならびに地域社会等のステークホルダーに対する責任を果たすとともに、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的とした、実効性あるコーポレート・ガバナンスを実現してまいります。

本ポリシーは、取締役会がこれを定め、継続的かつ定期的に見直しを行い、企業価値向上のためのコーポレート・ガバナンスの充実と進化に取り組みます。

第1章 総則

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの定義を「企業価値を増大するため、経営層による適正かつ効率的な意思決定と業務執行ならびにステークホルダーに対する迅速な結果報告及び健全かつ効率的で透明性のある経営を実現する仕組みの構築・運用」としています。株主をはじめ、全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接、間接的に還元することを基本としています。

第2章 株主の権利・平等性の確保

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値創造を図るために、企業理念を「アルパインは、人々の心を大切に、仕事の質を高め、活力に溢れた魅力ある企業を目指します」と定め、これを具現化する「個性の尊重」・「価値の創造」・「社会への貢献」を掲げ、事業活動とCSR活動を一体化して進めるとともに、全ての株主の実質的な権利を確保するために、さまざまなコミュニケーション活動を通じて適切な情報提供するなど、株主が円滑な権利行使を行えるよう、環境作りなどを行っています。

1. 株主総会

当社は、株主総会を株主との建設的な対話の場であるという認識のもと、当社における最高意思決定機関としており、全ての株主の意思を適切に反映させなければならないと考えています。また、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けて、株主の権利行使に係る環境整備を各種実施しており、自社ホームページなどの「コーポレート・ガバナンス報告書」にその施策を掲載しています。

さらに、全ての株主の意向を確認し、今後の対話に反映させるため、株主総会終了後、賛否要因を分析し、取締役会で議論しています。また、賛否結果については「臨時報告書」及び自社ホームページにて開示しています。

2. 株主の平等性の確保

株主の権利を保護し、その権利行使を促進するとともに、全ての株主に対して、実質的な平等性の確保に努めています。また、違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等を含む、会社法で少数株主に認められている権利について、株式取扱規則で権利行使方法を定め、かつ同規則を自社ホームページに掲載するなどして、その権利行使の円滑化及び権利行使を阻害しない体制を構築しています。

①株主総会において株主が適切な判断を行えるよう、必要に応じ適切な情報を提供するために、株主総会議案に

については、取締役会決議の後、速やかに当社ホームページ、東京証券取引所ウェブサイトや機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにて開示しています。

②株主が総会議案を十分に検討する期間を確保できるよう、招集通知を法定期日より早期である総会開催日の3週間前を目処に発送しています。また、発送前の開示も実施します。

③株主総会が株主との建設的な対話を行う場であるという認識の下、より多くの株主が出席できるよう、毎年、いわゆる集中日と予測される日より早期の日程で、株主総会を開催しています。

④現状の海外機関投資家比率を鑑み、海外からの議決権行使が行いやすいシステム利用や、海外機関投資家向けの英文による情報提供を実施しています。具体的には、インターネットによる議決権の行使、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の採用、自社ホームページや東証ホームページなどへの英文版の招集通知の掲載などを行います。

⑤信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等から株主総会において自ら議決権の行使を行うことの事前の申し出があった場合、当社として基本的な方針を定め、株主総会出席の可否の判断を行っています。

3. 資本政策

当社は中長期的な成長戦略と照らし合わせ、以下を考慮しつつ適正な資本水準を適宜見直します。

- ① 急激な経営環境の変化や今後の予期せぬ経済恐慌などにも耐えうる財務体質を維持すること
- ② グローバルに事業を展開するために必要な財務体質を維持すること
- ③ 中長期的な成長を持続するために必要な資本を確保すること

また、当社の配当政策は、連結業績をベースに、①株主への利益還元、②競争力強化のための積極的な研究開発投資や設備投資、③将来の事業成長に向けての内部留保、これらの3つのバランスを考慮して決定することを基本方針とし、業績の動向、財務体質、株主の配当に対するご期待等を総合的に勘案し決定しています。経済情勢の変化に対応した機動的な経営を行い、株主価値の向上に資する財務政策を実行するため、自己株式の取得を必要に応じて行います。なお、機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能にするため、定款上は、剰余金の配当等を株主総会のみならず取締役会の決議のみによっても行い得るよう定めますが、安定的な配当を実現し、株主との間に当社の配当政策に関する共通理解が形成されるまでの間は、原則として期末配当は株主総会に諮ることとします。

4. 政策保有株式

当社は、当社の事業戦略の遂行や取引先との関係強化を目的とした戦略的な提携など、中長期的な当社の企業価値の向上につながると判断される場合を除き、原則として政策保有株式を保有しません。また、定期的な検証を通じ、中長期的な経済合理性を確認の上、保有を継続するか否かを判断します。政策保有株式を保有した場合の議決権行使に関しては、議案の内容を検討し、中長期に、保有先企業の株式価値、ひいては当社の企業価値向上につながるか判断した上で議決権を行使します。

5. 関連当事者間の取引

当社では、取締役または取締役が実質的に支配する会社と、当社または当社の関係会社と取引をする場合には、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会細則において定めています。また、その他の関連当事者間取引についても、金額が多額に上るもの、または会社の経営上・信用上相当の影響があるものについては、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会細則において定めています。

なお、支配株主（親会社）及び同グループ各社との取引については、市場価格をベースとし、競争原理に基づいて、公正な価格で行っています。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出において、さまざまなステークホルダーとの適切な協働が必要だと考えています。そこで、企業理念に基づき行動指針を策定し、事業活動とCSR活動を一体化して進め、当社を取り巻くさまざまなステークホルダーの期待に応えるために、取締役会・経営陣がリーダーシップを発揮しています。

1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる企業理念

当社は、「アルパインは、人々の心を大切に、仕事の質を高め、活力に溢れた魅力ある企業を目指します」を企業理念として、理想とすべきものづくりのあり方や、果たすべき社会的責任、人にかける思いなどを込めて、中長期的な企業価値創造のため、行動を推進しています。そして、企業理念に基づき策定した行動指針「創造・情熱・挑戦、私たちは、新たな価値の創造・ものづくりに情熱を持って果敢に挑戦しつづけます。」のほか、「倫理・法令遵守方針」及び「企業行動規準」を策定し、特に重要な事項として「倫理指針(十戒)」を定めています。各行動準則は社内データベースに掲載され、随時確認できる環境を整えることで、社員一人ひとりが常に意識し行動するようにしています。

2. サステナビリティを巡る課題への対応

当社は、リスクマネジメントにおいて経営に大きな影響を与えるリスクを未然に防ぐこと、及び発生時の適切な対応と早期復旧を重要な課題と認識し、取組みを進めています。具体的には、各担当取締役が取締役会において、定期的にCSR関連の報告を行うと共に、インシデントに関する報告を適宜行い、必要事項については議論の上、速やかに対処しています。また、「アルプスグループ環境憲章」を定め、環境問題を重大な経営課題の一つと捉え、それに取組むため環境経営を推進しています。

3. 社内の多様性の確保

当社では、国籍や言語、文化慣習、性別などの異なる多様な社員が、お互いを理解し尊重しながら、いきいきと交流し、創造的で自立したプロフェッショナルとして成長することが、企業力の源泉と考えています。女性の積極採用を継続推進している他、短時間勤務制度の導入や各種年休制度等の整備により、女性の勤続年数は男性を上回っています。今後とも、ワークライフバランスの促進や、キャリア形成支援など、各種施策に取り組み、女性の活躍を促進していきます。

4. 内部通報制度

当社では、倫理ホットライン制度を設置しています。同制度は、常勤監査等委員、社外監査等委員、コンプライアンス部門長及び親会社であるアルプス電気のコンプライアンス部門を窓口とし、かつ運用状況については社外取締役によるモニタリングを受けるなど、経営陣からの独立性確保に配慮しています。そして、管理担当取締役が倫理ホットライン制度の運用状況を監督し、定期的に取締役会に運用状況を報告しています。また、通報者の秘匿と不利益取扱の禁止については、倫理ホットライン規定で明記し厳格に運営しています。

第4章 適切な情報開示

当社は、株主・投資家などのステークホルダーに対して、決算短信や有価証券報告書、適時開示資料など、法令

や規則で開示が義務付けられた情報を開示し、適時、適切な情報開示を行うことで、経営の公正と透明性を維持しています。当社ではホームページに、開示した情報を速やかに掲載すると共に、新製品情報や事業活動の最新ニュースなどの継続的な発信を心がけています。株主に向けては、株主通信「ALPINE REPORT」を第2四半期及び期末決算に合わせて発行(年2回)し、事業報告に加えて新製品や新技術などを紹介することで、当社の事業内容の理解が進むよう努めています。また、より一層の資本市場とのコミュニケーションを目的に、第2四半期及び期末決算時のアナリスト・機関投資家・マスコミ向けの決算説明会の開催や、工場見学会、「東京モーターショー」に併せ開催する個人株主説明会や定時株主総会終了後に行う株主懇談会など、マネジメントと市場参加者が直接対話できる場の充実を図っています。

第5章 取締役会等の責務

1. 取締役会及び取締役の役割

当社の取締役会は、経営の基本方針や中期事業計画を含む経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、職務執行状況の監視・監督を行う機関と位置付けています。取締役会は月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時開催を行い、重要事項を全て付議し、十分な討議を経た上で決議を行っています。また、社外取締役を選任し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を持たせています。

車載情報機器事業を営む当社においては、機能別に組織体制を敷いていますが、相互の関連性と専門性が高いため、事業に精通した取締役がお互いに意見交換を行うことにより、迅速かつ的確な意思決定や職務執行を行っています。また、互いの経営責任を明確にして相互に監督することにより、実効性の高い監督機能が発揮できると考えています。

2. 取締役会の構成

当社は、取締役会における経営の方針や重要事項を審議・決定及び各取締役の職務の執行状況の監督を実効的に行うため、当社で定める選任基準に基づき、必要と考えられる能力・資質を有した者を取締役として選任すると共に、法律の専門家である弁護士、公認会計士である財務・会計の専門家を独立社外取締役として選任しています。

3. 取締役候補者の選任基準

取締役候補者の選任基準を役員規則に規定し、次の条件を有する者を候補者として選任するものとします。

<社内・社外取締役共通>

1. 経営に関し客観的判断能力を有すると共に、経営判断能力、先見性、洞察性に優れていること
2. 遵法精神に富んでいること
3. 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
4. 業務遂行上、健康面で支障のないこと

<社外取締役>

1. 企業経営者としての実践経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
2. 取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
3. 独立社外取締役については、当社「社外取締役の独立性基準」に照らして独立要件を満たしていること

4. 独立社外取締役の役割

当社の独立社外取締役は、適法性の確保に注力するとともに、全てのステークホルダーを念頭に置き、取締役会で積極的な意見交換や助言を行い、経営陣の選・解任及び報酬、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反の監督、その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営監督の強化に努めています。また、定期的に当社拠点を訪問し、情報収集を行うとともに、他の取締役、従業員と情報交換・意見交換を定期的に行い、実効性のある監督に努めています。

5. 最高経営責任者の後継者の決定

中期的な取締役会の体制については、最高経営責任者後任を含めて、経営トップ及び管理担当取締役で、適宜、協議を行っており、具体的な取締役候補者は、取締役会にて決定しています。

6. 経営陣への委任

当社は、取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているもののほか、経営方針、中期事業計画その他経営に関する重要事項についても、その項目、金額基準等を設けて取締役会決議で判断・決定しており、当社ではこれらの付議基準及び各取締役に委任する範囲について取締役会規則及び細則に定めています。

7. 監査等委員及び監査等委員会の役割・責務等

当社の監査等委員(会)は、社外監査等委員が過半数を占める体制により、取締役会から独立した客観的な立場から適切な判断をするように努めています。また、社外監査等委員には、法律の専門家である弁護士及び会計の専門家である公認会計士として豊富な経験を持った社外監査等委員と当社の事業に精通した社内監査等委員が高い実効性を持って監査を行うとともに、内部監査部門と連携を図り、取締役会やその他の重要な会議の場において、経営陣に対して意見を述べています。さらに、監査等委員の補助者及び監査等委員会の事務局を置くこととし、当該業務を担う使用人については取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保します。

8. 取締役の兼職について

取締役が他の上場会社の役員を兼職する場合には、当社の取締役としての役割・責務を適切に果たすために必要な時間・労力を確保できる合理的な範囲に限り、所定の手続きを経て、取締役会の承認をもって行うことができるものとし、重要な兼職の状況は、法令に基づき株主総会参考書類及び事業報告などにおいて開示します。

9. 内部統制

当社では、会社法に基づいた業務の適正を確保するための方針を決定し、経営企画部門、法務部門、コンプライアンス部門、人事部門、経理部門及び情報システム部門などの各主管部門が基本方針を受けて具体的な内部統制の仕組みの整備及び運用を行っています。

また、重要な施策の決定や契約書の締結については、事前に管理担当取締役の指揮・監督の下に法務部門が適法性及び妥当性について確認しています。財務諸表の適正を確保するための内部統制の有効性については、内部監査部門が全社事務局として統制状況を取りまとめています。全社的なリスク管理(危機管理)は、総務部門が主管となって実施しています。内部統制やリスク管理体制の監督については、各主管部門が部門業務監査を実施しているほか、社長直轄の内部監査部門による内部監査の形で実施しています。

10. 会計監査人

情報開示の信頼性と株主・投資家に対する責務を担保するべく、高品質な監査を行うための十分な監査時間、経理担当取締役、内部監査部門及び監査等委員である取締役と、必要に応じ情報交換を行うことで相互の連携を深めています。

11. 取締役会の評価

取締役会による経営の監督の実効性及び適正性、ならびに自らの取締役としての職務の遂行状況について、毎年自己評価等を実施し、社外取締役を中心とする監査等委員会がその内容の評価・分析を行い、結果を取締役会に報告します。取締役会は評価結果に基づき、取締役会全体の実効性について、分析・評価を行い、その結果の概要について開示するものとします。

12. 取締役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役・監査等委員が期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう、必要な知識の習得や適切な更新により、研鑽に努めることができる機会を提供しています。具体的には、年2回、取締役研修会を開催し、社内外の状況を踏まえたテーマを取り上げ、知識習得と意見交換を行っています。

また、監査等委員については、監査に関する情報収集、共有化に努めるとともに、必要に応じてセミナーや研修を受講します。社外取締役の就任に際しては、当社の事業内容、経営内容及び中期の事業計画などを説明しています。

第6章 株主との対話

当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接、間接的に還元することを基本としています。その考え方にに基づき、当社では株主との平素からの対話を重視しており、例えば、経営トップが定期的に決算説明会や個人株主説明会において、当社の経営状況を説明し、意見交換などを実施しています。

社内における迅速かつ網羅的な情報収集体制を構築し、関連法規や証券取引所のルールに則って、重要な会社情報について、開示の要否や内容、時期などの検討を行っています。なお、株主からの対話(面談)については、株主の希望や関心事項などに応じて、管理担当取締役や経営トップなどが面談対応を行い、マネジメントと市場参加者や株主が直接対話できる場の充実を図り、建設的かつ双方向的な対話を促進しています。株主との対話等により得られた各種情報については、管理担当取締役から定期的に経営トップや取締役会への報告を行っています。

インサイダー情報を適切に管理するため、「インサイダー取引規制に関する規定」に基づき、株主との対話(面談)を含め、インサイダー情報の管理に努め、社内外への情報漏洩の防止を図っています。

当社では、四半期毎の株主名簿を用い、株主名簿上の株主構造を把握し、取締役会にて定例的に報告し、情報を共有しています。また、株主名簿管理人を通じて、「実質株主」の調査・把握に努めています。ここで得た情報は、年複数回実施する海外IRやIRカンファレンス、定例のIR取材などに活かしています。

以 上

別紙

＜社外取締役の独立性基準＞

当社は、当社の社外取締役が以下の基準項目のいずれにも該当しない場合は、独立性を有していると判断し、独立社外取締役とみなします。

1. 当社及びその親会社・連結子会社・兄弟会社(以下「当社グループ」という)の出身者(注1)
2. 当社の大株主(注2)
3. 当社グループの主要な取引先(注3)企業等の業務執行者、または、当社グループの主要な借入先(注4)企業等の業務執行者
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、司法書士、税理士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者(注6)
7. 社外取締役の相互就任関係(注7)となる他の会社の業務執行者
8. 近親者(注8)が上記1から7までのいずれかに該当する者
9. 過去3年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1:現に所属している業務執行取締役、その他これらに準じる者及び使用人(以下、業務執行者という)及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注2:大株主とは、直近事業年度末において自己又は他人の名義をもって議決権ベースで5%以上の保有株主をいう。大株主が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属の業務執行者をいう。

注3:主要な取引先とは、当社グループの販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社又は相手方の直近事業年度の連結売上高の2%を超えるものをいう。

注4:主要借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関でその借入金残高が直近事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注5:多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。

(1)当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価(取締役報酬を除く)が、年間1,000万円を超えるときを多額という。

(2)当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1,000万円を超えるときは多額とみなす。

注6:当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者(法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究その他の活動に直接関与する者)をいう。

注7:当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。

注8:近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。